

○訓令及び通達の公表基準について(通達)

(平成 14 年 9 月 20 日岡務第 5065 号警察本部長例規)

改正 平成 24 年 2 月 7 日岡県庁第 37 号/岡務第 116 号 平成 26 年 3 月岡県庁第 115 号

平成 29 年 12 月 25 日岡県庁第 388 号

令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号

各部長

首席監察官

各所属長

このたび、行政情報の公開の総合的な推進を図り、もって岡山県警察が実施する施策に関し県民に説明する責務を全うするようにするため、別添のとおり訓令及び通達の公表基準を定め、平成 14 年 10 月 1 日から施行することとしたので、適切な運用に努められたい。

別添

訓令及び通達の公表基準

1 目的

訓令及び通達の公表は、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、岡山県警察の施策を示す訓令及び例規通達(以下「訓令等」という。)について、原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 公表基準

- (1) 訓令等のうち、岡山県行政情報公開条例(平成 8 年岡山県条例第 3 号)第 7 条各号に掲げる非開示情報(以下「非開示情報」という。)を含まないものについては、全文を公表することとする。
- (2) 訓令等のうち、非開示情報を含むものについては、その名称及び概要について公表に努めることとする。
- (3) 岡山県警察の内部管理に関するもの、技術的又は補足的な事項に関するものその他県民生活に影響を及ぼさない訓令等については、この基準から除くこととする。
- (4) 訓令等は、その本文を公表することとし、様式については公表内容から除くこととする。
- (5) 訓令等に該当しないものについても、必要と認められるときは、この基準の目的に照らし、公表することとする。

3 公表時期

- (1) 公表の対象となる訓令等については、当該訓令等の発出後、速やかに公表することとする。ただし、速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後に公表することとする。

(2) この基準の施行前に発出され、かつ、効力を有する訓令等については、この基準の施行後に順次公表することとする。

(3) 公表期間は、当該訓令等がその効力を有する期間とし、当該訓令等が廃止された場合は、必要な措置を執ることとする。

4 公表方法

(1) 訓令等は、岡山県警察ホームページに掲載して公表することとする。

(2) 改正により訓令等に変更が生じた場合は、速やかに変更後の全文を公表することとする。

5 公表手続

(1) 訓令等を所管する所属長(以下「所管所属長」という。)は、訓令等の制定又は改正を行う場合は、訓令等の公表の要否について、警務部県民広報課長と協議するものとする。ただし、改正を行う場合であって、改正内容が軽易であり、かつ、その訓令等が現に該当している公表基準から変更を伴わない場合は、協議を省略することができる。

(2) 所管所属長は、公表しようとする訓令等に他の所属が所掌する事務に係る情報が含まれる場合は、(1)に定める協議の前に、当該他の所属長と協議するものとする。

(3) 所管所属長は、公表しようとする訓令等に県警察以外の機関の情報が含まれる場合には、必要に応じて当該他の機関と協議するものとする。

6 条例、審査基準等

訓令等を閲覧する県民の便宜を図るため、岡山県警察が所管する岡山県条例及び岡山県公安委員会規則並びに施策を示す岡山県公安委員会告示及び岡山県警察告示を公表内容に加えるとともに、行政手続法(平成5年法律第88号)及び岡山県行政手続条例(平成7年岡山県条例第30号)の規定による審査基準、標準処理期間及び処分基準についても訓令等に準じて公表することとする。